6. 行政手続法

Date		Date		Date	
/		/		/	

行政手続法上の不利益処分に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1　行政庁は、聴聞手続を執らなければならない不利益処分について、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、聴聞手続を執ることができないときは、聴聞手続を執る必要はないのに対して、弁明の機会の付与の手続については、このような例外は認められない。

2　行政庁は、不利益処分について処分基準を定めることを法的に義務づけられているのに対して、処分基準を公にしておくことについては努力義務にとどまる。

3　行政庁は、聴聞を行うにあたっては、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項を通知しなければならないが、不利益処分の原因となる事実を通知する必要はない。

4　行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならず、処分をすべき差し迫った必要がある場合でも、当該理由を示さなければならない。

5　行政庁は、弁明の機会の付与の手続を執ることで足りる不利益処分をしようとする場合でも、相当と認めるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、聴聞手続を執ることができる。

正解 5

6. 行政手続法 「不利益処分」

1 誤 り

行政庁は、意見陳述のための手続を執らなければならない不利益処分について、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、意見陳述のための手続を執ることができないときは、意見陳述のための手続を執る必要はない（行政手続法13条２項１号）。意見陳述のための手続とは、聴聞又は弁明の機会の付与の手続のことをいう（同条１項参照）。

2 誤 り

行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない（同法12条１項）。このように、行政手続法は、処分基準の設定及び公表の双方について行政庁に努力義務を課している。その理由としては、不利益処分には個別具体的判断が必要であり、あらかじめ画一的基準を定めるのが難しいことなどが挙げられる。

3 誤 り

行政手続法は、聴聞の通知の方式として、まず、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項を行政庁が通知しなければならないと定める（同法15条１項１号）。さらに、同条項は、２号において、不利益処分の原因となる事実を通知しなければならないと定めている。根拠法令の条項と原因となる事実の通知を義務づける目的は、聴聞期日における主張・立証の準備をさせることにある。

4 誤 り

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、当該理由を示す必要はない（同法14条１項）。したがって、本肢は、処分をすべき差し迫った必要がある場合でも、当該理由を示さなければならないとする点で誤りである。

なお、同条項ただし書の場合においては、処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、当該不利益処分の理由を示さなければならない（同条２項）。

5　正しい

行政庁は、行政手続法13条１項１号イ～ハにおいて聴聞手続を執らなければならないとされている不利益処分をしようとする場合に該当しなくても、相当と認めるときは、その裁量的判断により、聴聞手続を執ることができる（同条項１号二）。

以上により、正しいものは肢５であり、正解は**5**となる。